

本部だより

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

オンラインセミナー

秋の税務研修会開催(インボイス制度・電子帳簿保存法)(10月15日&10月18日 於:法人会館+WEB)



～～～ 10月15日 参加された皆様 ～～～



10月18日 参加された皆様



小崎副署長様



逢坂上席様

「第29回法人税実務講座」&「第30回源泉所得税実務講座」(10月28日 於:署別館)

実務講座に参加して ～今後の実務に活かします～

この度、初めて参加させて頂きました。前職では全く異なった業務をしていたため、今後の勉強のためにと参加致しました。独学で少々学んでいたものの、直



～～～ 参加された皆様 ～～～



挨拶:立花統括官様

米持建設(株) 中野ちづる

接説明を聞くことで理解は深まり、また自分がこれからもっと知っていかなければならないことが次々と明確になった良い機会でした。



逢坂上席様



佐藤上席様

毎月の源泉徴収、あと約2年後にせまるインボイス制度…。これからまた学び、研修等も活用させて頂きながら、さらに理解を深め、実務に勤しんで参りたいと思います。

中野法人会経営塾 第二弾(令和3年度の年末調整説明会)(11月2日 於:サンプラザ)

◆ご注意を!昨年が変わっています!◆

今回は、佐藤上席に研修させて頂きました。昨年は多くの改正がありましたので、その復習も含め、丁寧に詳細を説明させて頂きました。今年度の変更点を明記します。

1. 税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印しないこととされました。扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印して頂く必要はありません。



～～～ 参加された皆様 ～～～



挨拶:横山会長

2. 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正

給与など、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者が給与等の支払者に対し、申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件である支払者が受けるべき税務署長の承認が不要とされました。但し、条件がありますので注意してください。



佐藤上席様

3. e-Taxによる申請等の拡充

e-Taxにより、その申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信する事ができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録を送信することにより行う事ができる

中野法人会経営塾 第三弾(法律セミナー)(11月18日 於:法人会館+WEB)

◆ビジネスと人権◆

～今、企業に求められる課題～

冒頭、「SDGs」について話させて頂きました。持続可能な開発目標として2030年までに達成すべき17の目標がある事。SDGs達成は、企業経営の道しるべでもあり、その目標達成と人権保護、促進派表裏一体の関係にある。



～～～ 参加された皆様 ～～～

企業規模、業種に関係なく、投資家、市民社会、消費者から企業に対し、人権尊重を求める意識は高まっていると話されました。

◎ビジネスと人権に関する行動計画と行動計画のベースとなるビジネス人権に関する指導原則



講師:宮川先生



柴野公益事業委員長

◎企業が人権への影響を考慮すべき対象

◎人権対応で遅れる日本企業と影響した事例

◎良くある人権問題事例と企業への影響

◎企業が求められていることとまず取組むべき事 等
大変に内容の濃い研修会でした。宮川先生ありがとうございました。